令和○年○月○日

証券取引等監視委員会

事務局長　○○○○　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　検査対象先名　○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　○○○○

第三者非開示承諾書

　当社は、検査に関する検査関係情報の内容について、検査終了通知書受領前であれば主任検査官、検査終了通知書受領後であれば証券検査課長の事前の承諾なく、第三者に開示しないことを承諾する。

(注１)「検査関係情報」とは、検査を受けている事実、検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。

(注２) 検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、開示制限の対象となる第三者に該当しないものとする。

(注３)当社が、検査期間中に、今回の検査に係る検査関係情報を契約関係にある外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に開示の上、相談しようとする場合については、主任検査官への事前の報告を求めた上で、主任検査官が検査の実効性の確保及び保秘の観点で支障がないと判断した場合は、当該報告で足りるものとして取り扱う。

以　上